平成 21 年度第2次新まちづくり計画事業進行調書(その1)

計画	計画体系コード 4-2-3 事業名 中規模事業所ごみ減量推進事業											
担	担当 環境局環境事業部事業廃棄物課 植田 薫 211-2927											
	全体現在、年1回、ごみ減量・処理報告書の提出等を義務づけてい											
事	大規模建築物の範囲の拡大 (指導対象:約1千事業所から約5千事業所に拡大)	平成20年度:中規模事業所ごみ分別・リサイクル指導の推進体制構築 データベースの構築。指導方針策定。										
業	・主要古紙及び生ごみのリサイクル促進を基本とした指導対象の 選定・指導方針の構築 1.主要古紙のリサイクル促進を基本とした指導対象の選定・指導	平成21年度:大·中規模事業所への指導新制度周知。「紙ごみ」の分別、食品リサイクル法に基づく「生ごみ」減量等の普及推進。										
内	方針の構築 (中規模事務所ビル等への指導を開始) 2.生ごみのリサイクル促進を基本とした指導対象の選定・指導方 針の構築	古紙業界・団体との連携・協力関係の育成、流通実態調査。 平成22年度:指導体制継続 小規模事業所指導への展開。										
容	(中規模食品関連事業所へ改正食品リサイクル法対応の指導を 強化)	E										
	亚代10年度重张中央/法等/	亚代加东南晋中京(法等)										
事	平成19年度事業内容(決算) 1.事業系古紙回収協力店制度の継続 2.リサイクルシステムの展開	平成20年度事業内容(決算) 1.リサイクルを促進する事業者の整理及び指導方針の作成2.中規模事業所「分別ガイド」の作成										
業	· 異業種回収拠点の拡充 3.優良事例集作成·配布 · 優良事例調査 · 事業系古紙分別啓発パンフレット制作	2.中規模事業所「データベースシステム」の構築 3.札幌市事業系古紙リサイクル促進検討会の継続実施										
内	4.モデル事業 ・古紙分別の余地があるオフィスビル2棟で分別改善 5.札幌市事業系古紙リサイクル促進検討会の開催											
容												
•												
量												
•												
場	亚式21年度重要由家/圣管\	平成22年度事業内容(予算)										
所	平成21年度事業内容(予算) 1.大・中規模事業所(以後、新大規模建築物という)への指導、新制度周知。											
•	・約6,000件に対する「紙ごみ」の分別、食品リサイクル法に基づ「生ごみ」減量等の普及推進。 ・指導内容、生ごみ減量の具体策の充実、整備。											
規	・分別後の誘導先の確保。 2.古紙業界・団体との連携・協力関係の育成。流通実態調査。 ・廃棄物量の抑制とリサイクル率の増加のための働き掛けの検											
	討。 											
, // -												
件												
数等												
नं												

平成21年度第2次新まちづくり計画事業進行調書(その2)

計画体系コード	コード 4-2-3 事業名 中規模事業所ごみ減量推進事業													
達 成 目 標 の 状 況														
	項	目		18年月 (現	度末 状)	19年度末 (実 績)	20年) (実	度末 績)	21年 (予	度末 定)	22年 (予	度末 定)	22年 (目	度末 標)
[中規模事業所]ごる け対象拡大	み減量·処理	里報告書の	提出義務付	-		一部実施	実績	施	指導	開始	指導	継続	指導	継続

市民・企業等との協働の状況(市民・企業等の参加、支援、協力の状況)

市民との連携、市民参加

取組内容をホームページ、パンフレットを活用して、随時、事業者へ情報提供することと、21年度からの事業者指導とともに、分別・リサイク ルに関して普及啓発を促進することにより情報共有を行う。

企業等との連携・協働

[資金協力] -

[人材協力] -

[情報協力]事業者指導と併せて処理業者やリサイクルルートの情報を共有することで、リサイクルに対する理解の促進が期待できる。 [その他の協力]廃棄物の分別排出が促進されることにより、本市処理施設の負担が減り、事業者の廃棄物処理費用も軽減される。

市民・企業等が参加しやすい環境づくり

並 (元 田)

焼却や埋立処理されていた資源化可能物の搬入検査に先立ち、多くの事業者が円滑に代替ルートを利用できるように普及啓発すること により、事業者が利用しやすいものとする。

≐田 日百

一	課 題
大規模建築物の対象を拡大し、約6,000件の建築物所有者等に対	新たな対象者に義務付けを行うので、円滑な移行のためには、より
して指導を行うこととし、事業ごみ指導員による指導体制を構築した。	きめ細かな周知・普及が必要である。
A //: NI/	
ム	の予定・方向

- ・事業ごみ指導員が新大規模建築物を中心として指導していく。
- ・ごみ減量計画書・処理実績報告書の提出率を上げていき、ごみ減量・リサイクルの成果に結びつけ、指標の一つとする。
- ·新大規模建築物に対する指導の後、小規模建築物に対しての指導拡大を検討する。

平成 21 年度第 2 次新まちづくり計画事業進行調書(その 3) _(単位:千円)

計画体系コード 4-2-3									事業名中規模事業所ごみ減量推進事業									
	事業費の推移																	
項目								19年	度	20年度			21호	F度		22年度		計
	画	事		業			費		4,700			0			0		0	4,700
		財	围	道	支	出	金		0			0			0		0	0
計		源	十				債		0			0			0		0	0
		内	そ		の		他		0			0			0		0	0
		訳	_	般	貶	<u> </u>	源		4,700			0			0		0	4,700
	算	事		業			費		4,700		8,0	000			0		-	12,700
_		財	囲	道	支	出	金		0			0			0			0
予		源	十				債		0			0			0			0
		内	そ		の		他		0			0			0			0
		訳	_	般	貶	<u> </u>	源		4,700		8,0				0			12,700
		事		業			費		4,547		7,8	344			-		-	12,391
		財	围	道	支	出	金		0			0						0
実		源	十				債		0			0						0
		内	そ		の		他		0			0						0
		訳	_	般	則	_	源		4,547		7,8							12,391
事 業 費 の 進 捗 率 (H19実績事業費 + H20実績事業費 + H21予算事業費) / (計画事業費) 263.6%										263.6%								
計画との差異(予算・実績・事業内容・規模・時期等)																		

(全体)

[19年度]

[20年度] 新大規模建築物名簿整備費、台帳管理システム構築費として予算化。 [21年度]